

東京大学駒場図書館規則

制定 平成16年 4月 1日 東大規則第144号
改正 平成18年 3月31日

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第7条第3項の規定に基づき、東京大学駒場図書館（以下「駒場図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 駒場図書館は、本学における学部前期課程学生の教育・学習支援を主たる任務とする。

(組織)

第3条 駒場図書館長は、駒場図書館の管理及び運営を総括する。

2 駒場図書館長は、附属図書館長が推薦し、図書行政商議会の承認を得た者に総長が委嘱する。

3 駒場図書館長の任期は3年とし、附属図書館長の任期を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の駒場図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 駒場図書館に係る事務は、教養学部等事務部図書課が処理する。

(駒場図書館運営委員会)

第5条 駒場図書館の運営に関する重要事項を審議するため、駒場図書館運営委員会を置く。

2 駒場図書館運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用)

第6条 駒場図書館の開館日、利用方法等については、別に利用規則で定める。

第7条 駒場図書館の利用者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教員及び職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 図書館資料の利用を申し出た学外者
- (4) その他駒場図書館長が認めた者

第8条 駒場図書館の利用者は、別に定める利用規則に従わなければならない。

2 駒場図書館長は、前項の利用規則に著しく違反した者に対し、駒場図書館の利用を停止することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。